

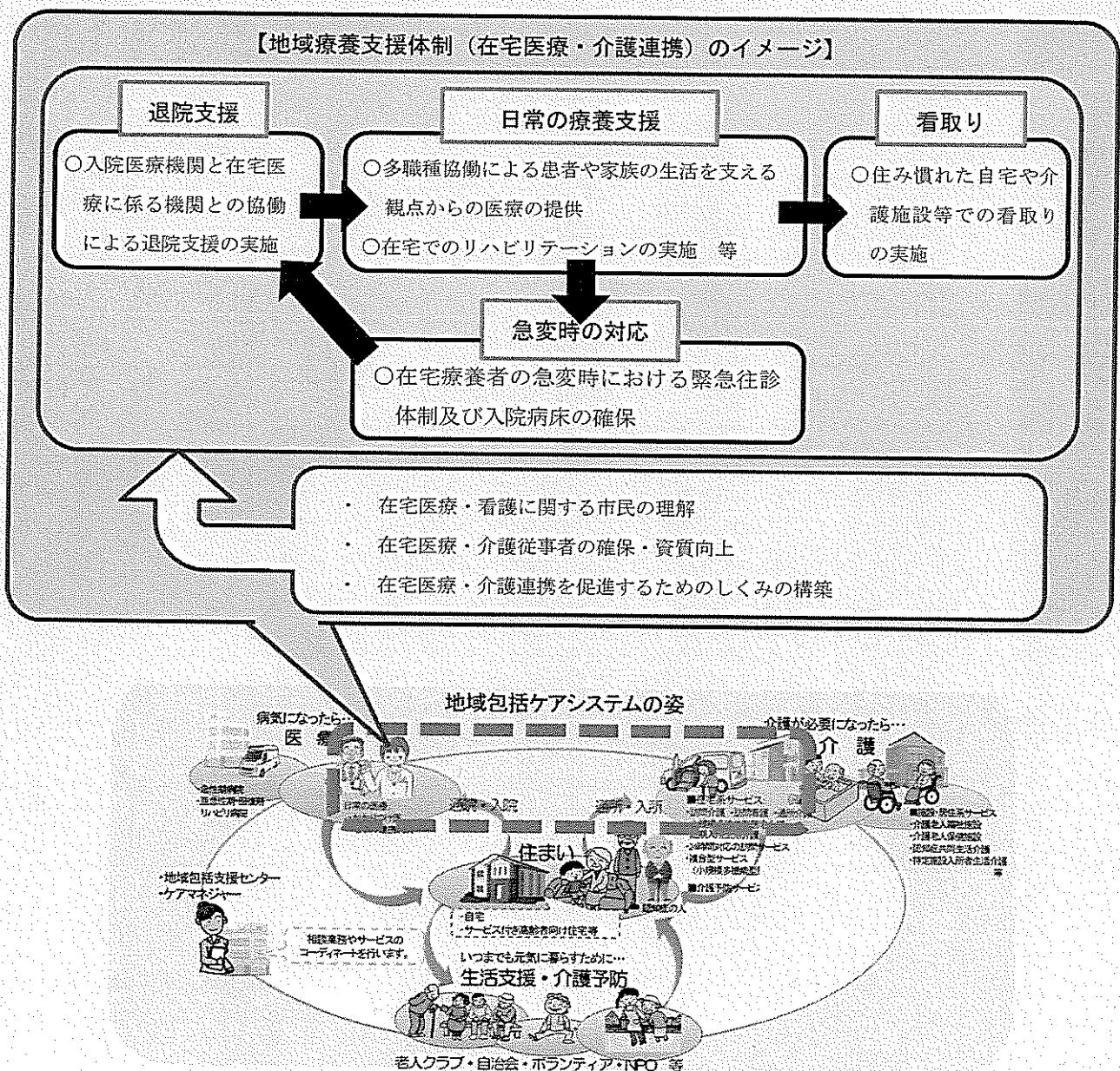
地域療養支援体制の構築に向けた取組について

◎ 趣 旨

本市における医療・介護・福祉が緊密に連携した地域療養支援体制の構築に向けた取組について報告するもの

1 国の動向

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、平成37年（2025年）を目指し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進している。



出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

2 地域療養支援体制の構築に向けた本市の取組について

(1) 検討体制

- ・ 地域包括ケアシステムのうち、地域療養支援体制（在宅医療・介護連携）については、在宅において、市民（患者）個々の身体状況に合わせた医療・介護サービスが適切に提供できるよう、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のない支援体制の平成30年度の稼働を目指し、「宇都宮市地域療養支援体制検討会議」を平成25年6月に設置した。
- ・ 検討会議では、在宅において必要となる、医療・介護が連携した退院支援や日常の療養支援などの課題を抽出し、課題ごとに具体的なルール等を検討する部会等を設置して検討している。

【検討組織】

宇都宮市地域療養支援体制検討会議		(平成25年度設置)	構成団体	13団体
・宇都宮市医師会	・宇都宮市歯科医師会	・宇都宮市薬剤師会		
・栃木県看護協会	・栃木県病院協会			
・栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会				
・宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会				
・宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会				
・栃木県老人保健施設協会	・栃木県老人福祉施設協議会			
・栃木県ホームヘルパー協議会	・宇都宮市社会福祉協議会			
・宇都宮市				
専門研修委員会		(平成26年度設置)	構成団体	6団体
退院支援検討部会		(平成26年度設置)	"	11団体
看取り検討部会		(平成27年度設置)	"	7団体
連携体制構築検討部会		(平成27年度設置)	"	12団体
地域リハビリテーション検討部会		(平成27年度設置)	"	5団体



(2) 平成28年度の取組状況

ア 市民を支える環境づくり

地域療養支援体制検討会議

- ・ 在宅療養に係る市民の理解を深めるため、普及啓発を実施

【普及啓発の内容】

平成28年 9月 市広報紙に特集記事「人生の最期まで自分らしく生きるために」を掲載（別紙1参照）

平成28年10月 看取り検討部会と連携し、市民啓発用パンフレットを作成（別紙2参照）

⇒ 現在は、関係団体による研修等で活用

平成28年10月～ 市民公開講座の開催、出前講座の募集開始



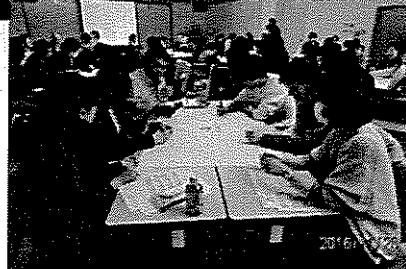
イ 医療・介護従事者のスキルアップ

専門研修委員会

- ・ 医療・介護等従事者の多職種間の連携強化や専門的な知識・技術の向上を図るため、目的や対象者別に研修を継続的に企画・実施

【平成28年度の実績】

研 修	内 容	実績（参加人数）
多職種交流研修	経験の多少を問わず、多職種間の顔の見える関係づくりを目指すもの	平成28年 7月（96人）
		平成28年11月（65人）
基礎的研修	経験が浅い方を対象とした基礎的な知識を提供するもの	平成28年10月（90人）
スキルアップ研修	経験者を対象とした、より専門的・実践的な知識を提供するもの	平成29年 2月（110人） ※ 看取り検討部会と共に



ウ 在宅医療を支える連携体制づくり

退院支援検討部会

- ・ 入院医療機関からの円滑な在宅療養移行を図るため、患者の入退院時に医療・介護従事者間において共有すべき情報の項目や、情報提供の時期、病院等の連絡先などを取りまとめた「退院支援ルール（別紙3退院支援手順書を参照）」について、平成28年6月から本格運用を開始
- ・ 退院支援ルールの普及促進を図るため、入院医療機関・ケアマネジャー等を対象に、連携状況に関する検証（6か月ごとに検証）や研修（専門研修委員会と連携）を実施
- ・ 退院支援ルールの円滑な運用や定着化に向け、入院医療機関・ケアマネジャーなど関係者を対象とした意見交換会を開催

連携体制構築検討部会

- ・ 24時間365日の在宅医療提供体制の構築に向け、複数の医師が相互に協力しながら在宅医療を担う「主治医・副主治医制」について検討
- ・ 在宅医療・介護施設の情報を集めた「地域連携データベース」について検討し、平成29年3月から市医師会においてシステムを稼働（予定）
- ・ 在宅医療・介護従事者を対象とした相談支援窓口の在り方・機能について検討
- ・ 多職種間の情報共有を図るためにICTツール「どこでも連絡帳」の利用促進について検討

地域リハビリテーション検討部会

- ・ 在宅リハビリテーションの一つとして、せきしへきんげ摂食嚥下の機能維持・向上に係る市民啓発用パンフレットについて検討

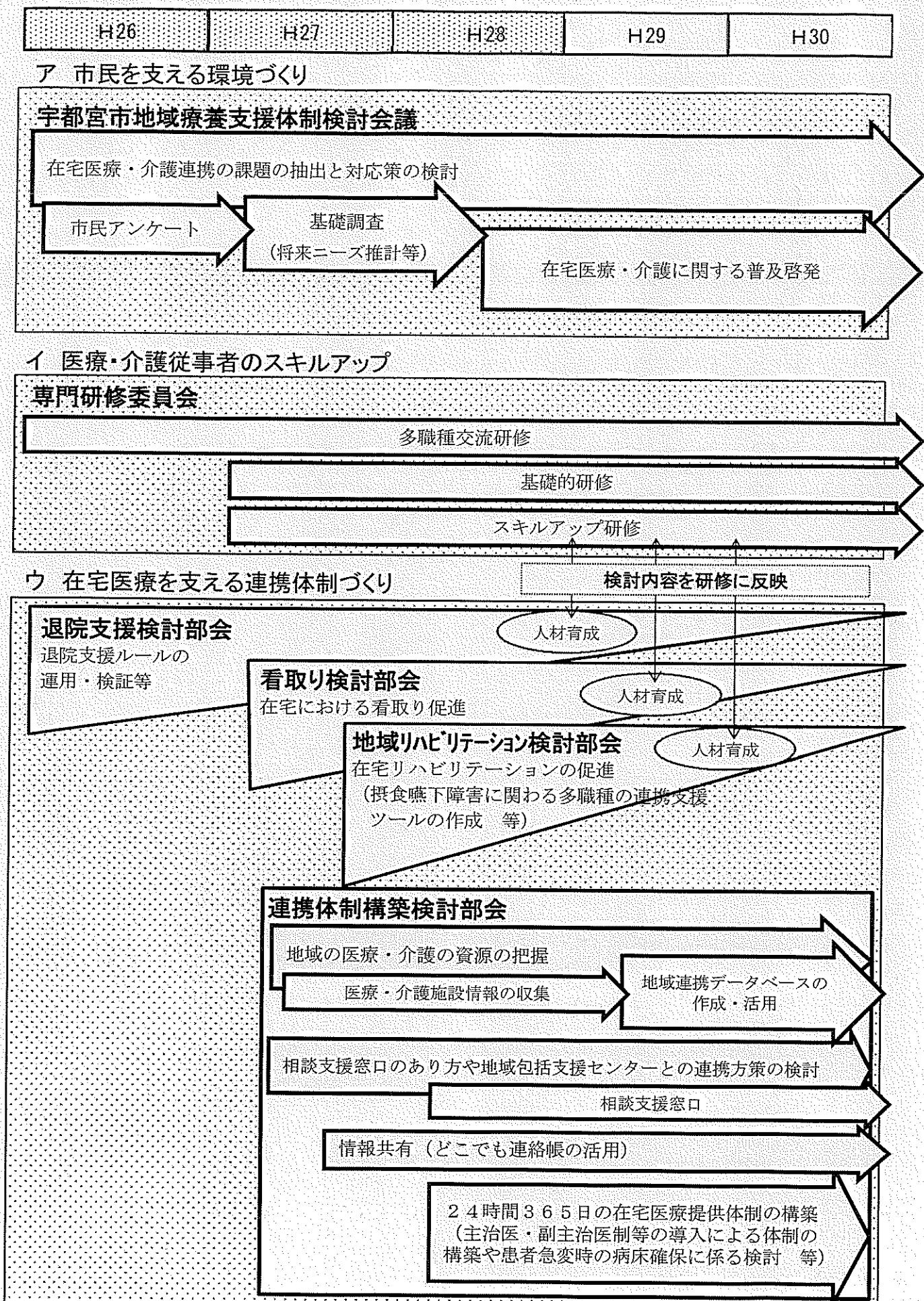
看取り検討部会

- ・ 在宅での看取りについて市民の理解を促進するため、検討会議と連携して市民啓発用パンフレットを平成28年10月に作成
- ・ 医療・介護等従事者の在宅看取りに係る知識・技術向上を図るため、専門研修委員会と連携してスキルアップ研修を平成29年2月に実施

3 今後の取組について

- ・ 在宅医療・介護や在宅看取りに関する地域住民の理解促進を図るための市民公開講座及び出前講座を継続して実施
- ・ 医療・介護等従事者の多職種間の連携強化や専門的な知識・技術の向上を図るための研修を継続して開催
- ・ 退院支援ルールの普及率を高めるための検証や定着化に向けた関係者意見交換会等を継続して実施
- ・ 医療・介護連携を支援する相談窓口の具体化に向けた検討
- ・ 「24時間365日在宅医療提供体制」の構築に向けた主治医・副主治医制の導入及び患者急変時の病床確保について検討
- ・ 地域における身体的リハビリテーションの普及に向けた検討

地域療養支援体制の構築に向けた取組スケジュール



卷之六

וְיַעֲשֵׂה יְהוָה כָּל־אֲשֶׁר־יֹאמֵר

人生はじめが終わりを迎えます。

その最期の時間を、あなたは、どうお過ごしの方に
過ごしますか。住み慣れた自宅などで、家族や友
人、大切な人たちに囲まれながら、医療や介護
サービスを受ける「在宅療養」も一つの選択肢です。
自分らしく「最期の生き方(人生の締めくくり)」
について考えてみましょう。

賃貸生活を送る
昭和30年代までは、自分で賃前を取ることは誰でも当たり前でしたが、現在は「賃前でなくなることが当たり前に思われるような時代となりました。しかし、長期を借りて迎えたり人は多いのです。
在籍者とは、住み慣れた自宅やアルトホームなどで在籍を今出資会社の組織に転じてもらいたい、医療

や介護サービスを受けながら日常生活を送ることです。

「病気やけが、高齢のために抜けなくなってしまい、医療機関に通院できなくなつた」「がんなどの重い病気で治らないことが分かつたために、痛みを和けてもらいたいながら家で過ごしたい」など、あなたが直面のあれば、在宅医療を検討してみてはいかがでしょうか。

重要なのは、自分の感覚と家族の理解

あなたが「人生の最後」

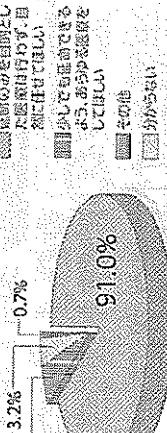
自宅で迎えたい、「延滞危機」とは詮説ない」と考えていいから、家族や親しい人々など、いざというときに心配してくれる人たちに自身の意思をしきりと伝え、理解してもらうことが大切のです。事故に遭って意識を失つたときなど、自着者で意思表示できない状況になってしまった場合には、「延滞危機」を受け取る権利を尊重するべきです。もしも人のときの、家族などの負担を減らすためにも、どうぞご参考ください。

中華書局影印



呼吸器治療：回復の段階がなく、児童が呼吸器を付けていたり、鼻や喉部にチューブを通して呼吸を送りするなど、手術を行なったもの。

延命医療に対する考え方



出典：内閣府総務省の「平成18年版の年齢別生活費調査」

ビスを受けるか、どこで丁
のように過ごして辰巳を引
えるかななど、元気なうらや
ちら家族や周囲の人と活
合できました。

あなたの年齢別
生活を支えます

しるせんがまな料金が進
思苦や家族の皆さんのお
料金をサポートします。

ご家族の暮らし
皆さんがよりのために
年齢別を相談しませう。

上手に使おう救急医療
9月9日は「救急の日」

急搬送される人の約半数は、入院を希望する者です。救急車や救護隊の空席を利用せらる。

緊急時に利用しましょう。

ロードマップ

相馬



卷之三

在空気輸送を行う医師で、精算や
賃金、賃料、賃金や賃料への看護費

お口と頭の重要な機能アドバイス。

先生王 指導の達筆を保つための
ワクライス。
東洋教師 美の飲み方の指導やアド

ヘルバーの会議や審議・会議を手配する機能

アハビリティ専門職や管理栄養士など

付録新総務課(626)1102

51

さち こ ざい たく りょう よう 「幸子さんの在宅療養」

～最期まで自分らしく生きるってどういうこと?～

赤いお屋根の素敵な家で、
なかよく幸せに暮らしていました。

ねこのタマちゃんは
幸子さんと2人家族。

ところが、ある日、幸子さんが病気で倒れ、
病院で検査をしたところ、治らない病気で
あることが分かり、お医者さんがいつのまにか
お見送りです。

それを聞いて、
タマちゃんは
悲しくなりました。

幸子さんは、残念
ですが、長くは
生きられないかも
しれません。



そこに、となりの家の
犬の「ゴンちゃん」がやつて来て、
心細そうに言います。

タマちゃん！
おじいさんの様子が
変なんだ

となりの田中さんは、
重い病気で治る見込みがなく、
家で過ごしていましたが、
ある日、呼吸が止まりそうになり、
「看取り」をしようとしていた親せきの人気が
びっくりして救急車を呼んでしまい、
病院に運ばれて行きました。

※「看取り」とは、大切な人の最期のときまで、
そばにいて世話をしたり、看病することをいいます。

おじいさん、
もう帰って来られない
のかなあ

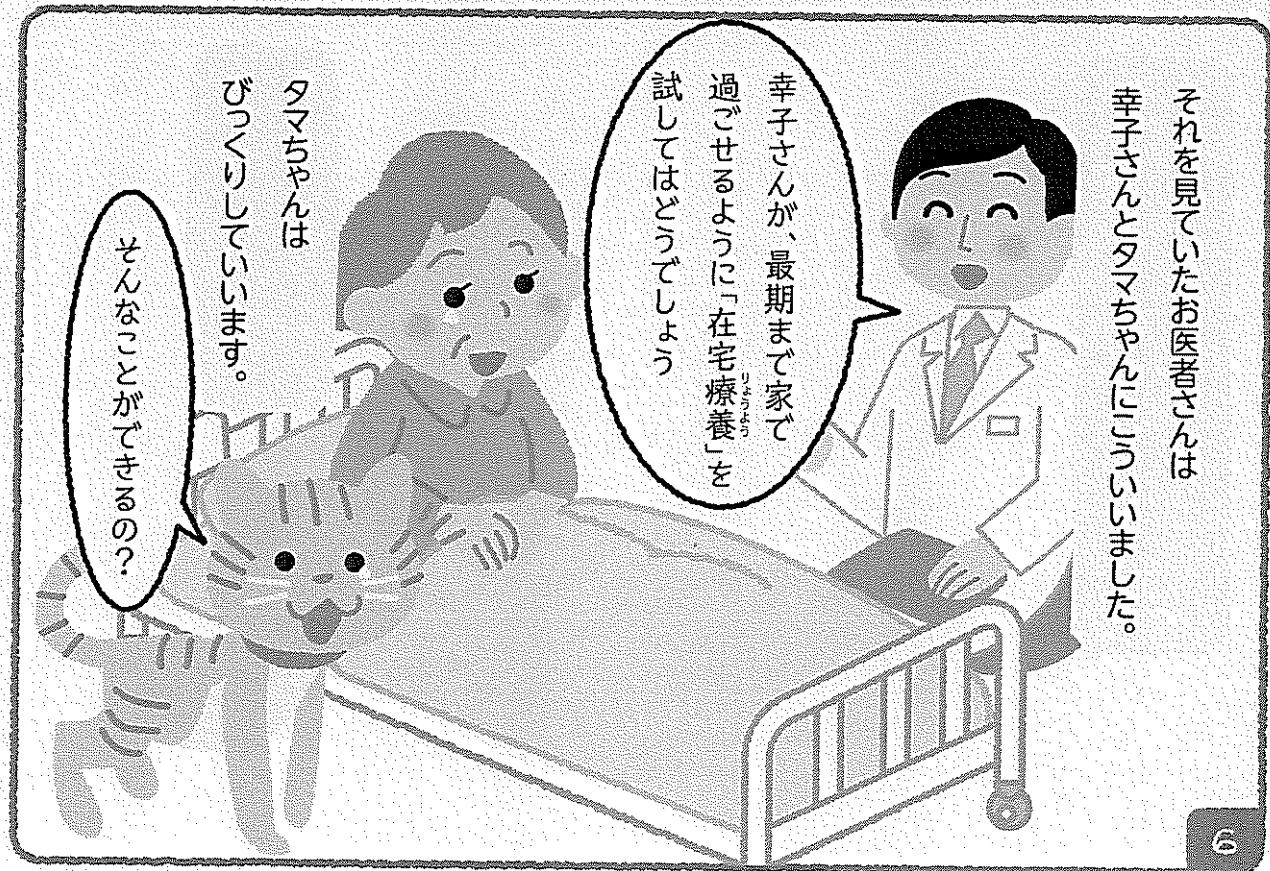
田中さんは、「延命治療」のため、体に機械が
つけられ、しゃべることもできない様子で、
ただ、天井を見つめていたそうです。

※「延命治療」とは、救急車等で運ばれて来た患者の生命を、可能なかぎり維持するために、
医師があらゆる方法を試みて行う治療です。(延命治療を望むかどうかは、本人と家族の意思によります。)

幸子さんはタマちゃんは
心配そうになります。



それを見ていたお医者さんは
幸子さんとタマちゃんに心配しました。



幸子さんが、赤いお屋根の家で過ごせるように、

お医者さん、歯科医師さん、薬剤師さん、

看護師さん、ヘルパーさん、ケアマネジャーさん。

いろんな人たちがお手伝いをしてくれます。

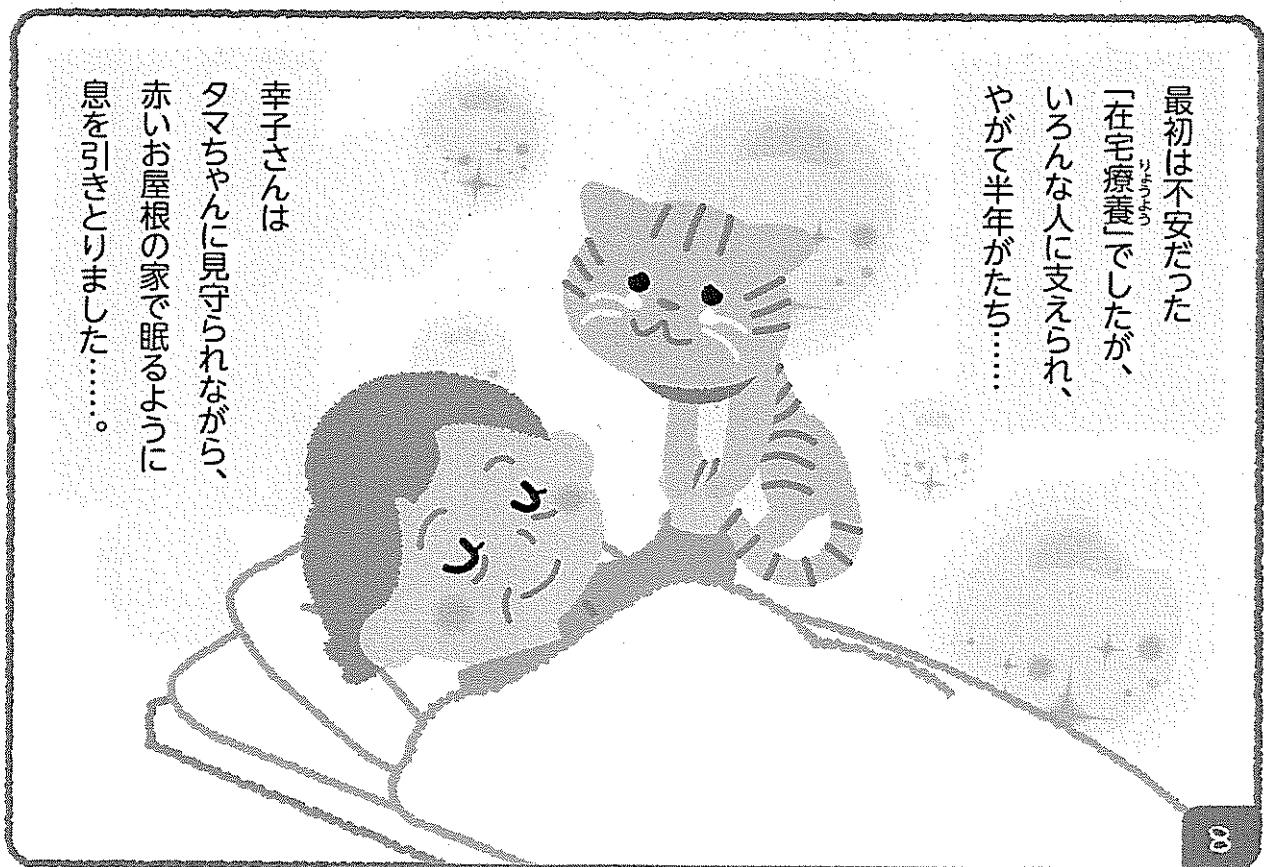


最初は不安だった

「在宅療養」でしたが、

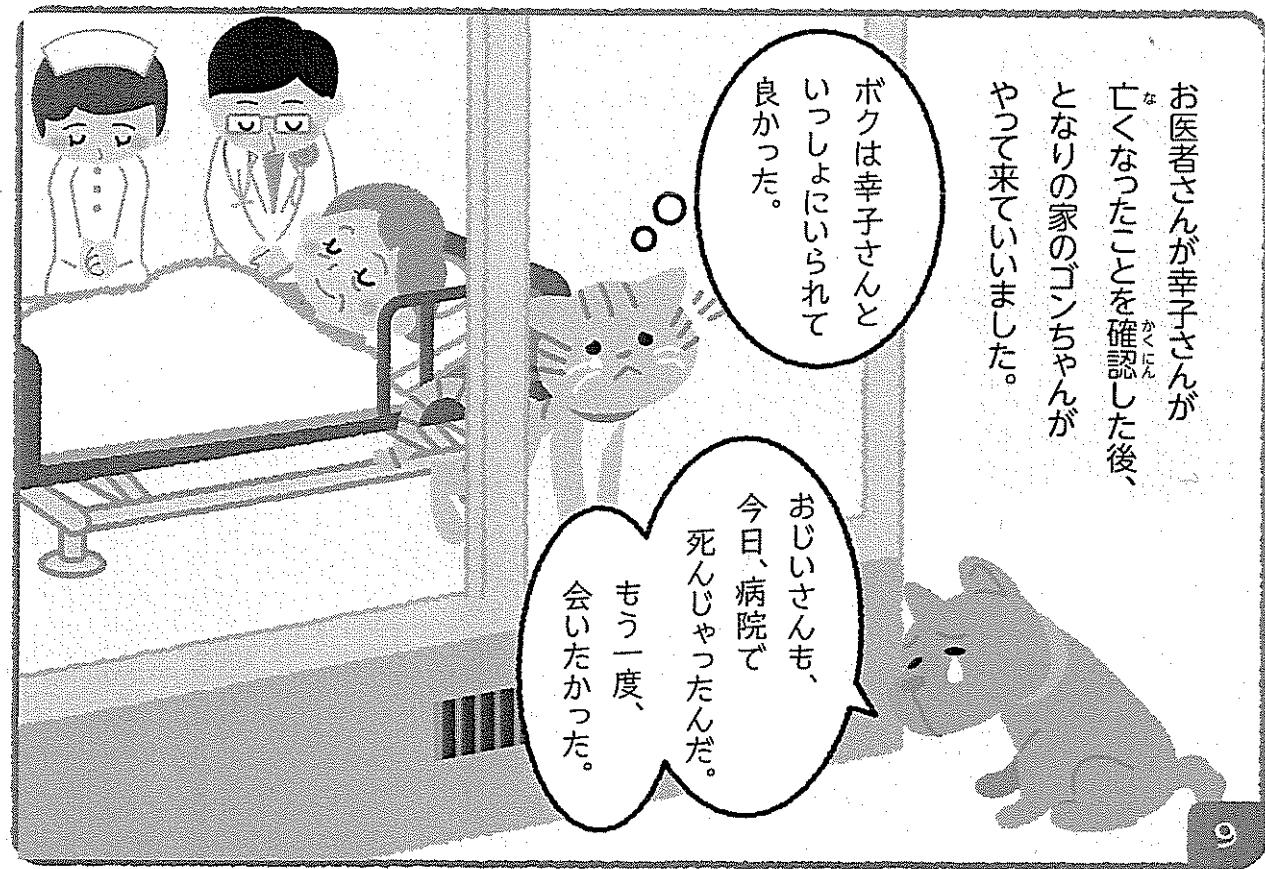
いろんな人に支えられ、

やがて半年がたち……。

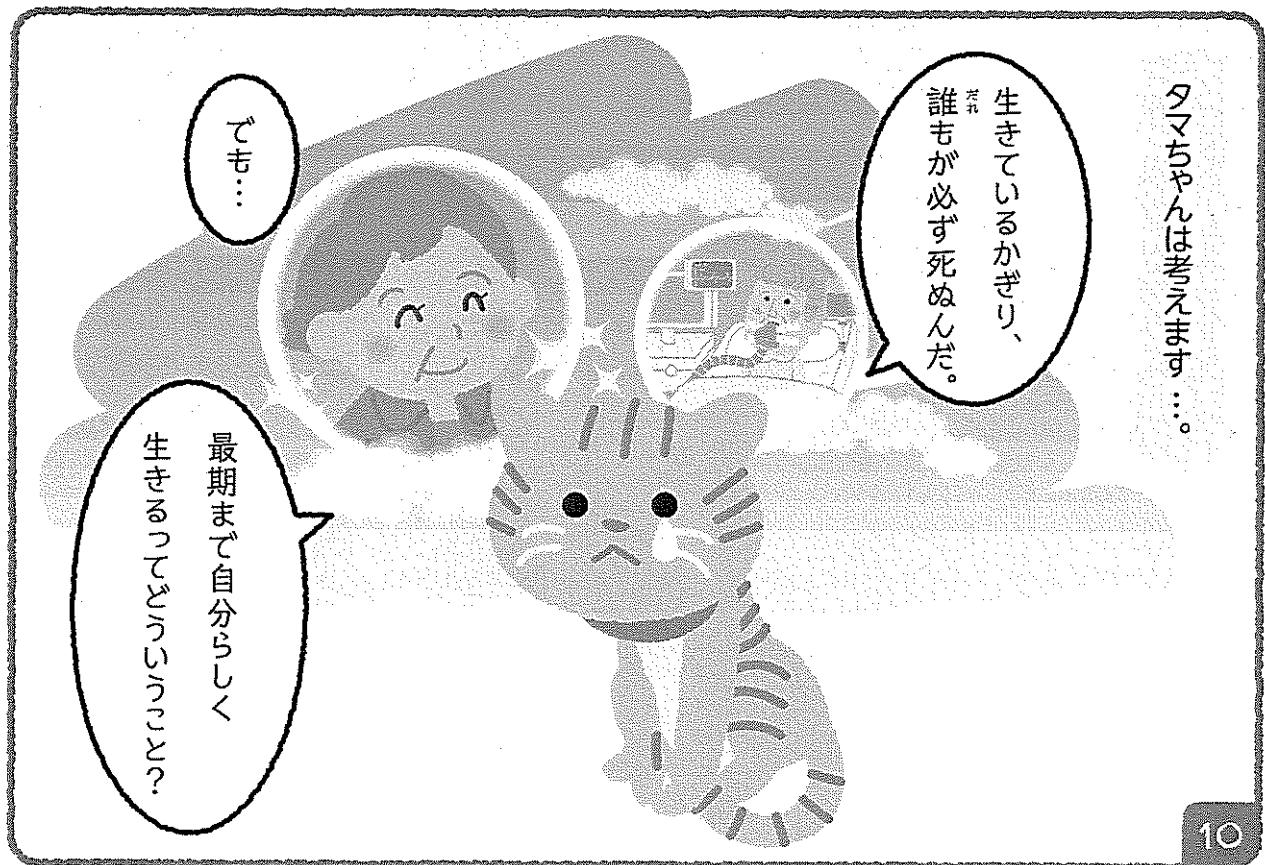


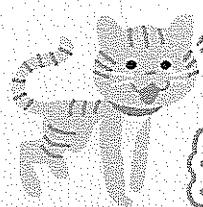
幸子さんは
タマちゃんに見守られながら、
赤いお屋根の家で眠るように
息を引きとりました……。

お医者さんが幸子さんと
亡くなつたことを確認した後、
となりの家の「ひなちゃん」が
やつて来ていました。



タマちゃんは驚きます……。





きのこ 最期まで自分らしく生きるためのピクト

【在宅療養】ってなに？

住みなれた家や施設（グループホームなど）で、在宅医（在宅医療を行う医師）や訪問看護師、ホームヘルパーなどに訪問してもらい、医療と介護をうけながら療養生活を送ることをいいます。

- 病気やけが、あるいは高齢のため歩けなくなり、医療機関に通院できなくなった。
- がんなどの重い病気で治らないことがわかり、痛みを和げてもらしながら、家で過ごしたい。

このようなときに、あなたが「家にいたい」、「施設にいたい」と望むなら、在宅療養を検討してはいかがでしょうか。また、人生の最期のときまで、そこで過ごしたいと望むなら、家族や施設の方とよく相談しましょう。



在宅療養を支える専門の人たち

みんなで連絡をとりあい、協力しながら、在宅療養を望むあなたの家や施設を訪問します。



在宅医

病気やけがの治療やアドバイスをします。



訪問看護師

病気や障がいへの看護ケアや健康に関するアドバイスをします。



歯科医師

お口とあごの病気の治療やアドバイスをします。



歯科衛生士

お口の健康を保つためのケアやアドバイスをします。



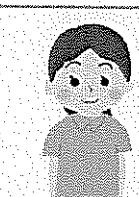
薬剤師

薬の飲み方や使い方のアドバイスをします。



ケアマネジャー

体の状態にあった計画を作り、介護サービスを手配します。



ホームヘルパー

介護や家事・食事などを援助します。



言語聴覚士

自立した生活をおくれるように、リハビリテーションなどをおこないます。

※このほか、栄養や調理のアドバイスをする管理栄養士や、必要な福祉用具の貸し出し・販売をする事業者など、いろんな専門の人たちがあなたの生活を支えます。

さいとうりょうよう

在宅療養を始めるために、いちばん必要なことは？

在宅療養をはじめるために、いちばん必要なことは何でしょうか。

まずは、以下の情報を参考にしながら、あなたの気持ちを整理してみましょう。



りょうよう
療養生活をどこで送りたいですか？

自宅？施設？それとも病院？



さいこ
人生の最期をどこで迎えたいですか？

自宅？施設？それとも病院？



① 自宅や施設で療養する場合と、病院で療養する場合の違いは？

下表を参考に（考え方の一例です）、あなたやあなたの家族が、何を優先させたいのか、どこで療養生活を送り、人生の最期を迎えるかについて、考えてみましょう。

また、どのように生きることが「自分らしい生き方」かは、それぞれの価値観に委ねられるものです。

自宅や施設で療養する場合		病院で療養する場合
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・住みなれた家や施設で、家族や施設の人と、好きな時間に顔を合わせたり、話すことができる。 ・住みなれた生活の場で治療を受けることができる。 ・自分が望むとおり時間を自由に過ごすことができる。 ・一般的に、自宅で療養する場合は、病院で療養する場合に比べ費用が安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護師などが近くにいるので安心でき、病気の状態の急な変化にも、すぐに対応してもらえる。 ・食事や薬などの日常の世話を、病院にお願いでき、家族の負担を減らすことができる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護師が近くにいないため不安に思う場合がある。 ・食事や薬などの日常の世話を、家族や施設の人にお願いする場合があり、負担にならないか心配である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族などと過ごす時間がとりにくく（いつも面会することができない）、また、他人と生活する時間が多い。 ・病院の規則により、生活の場や時間に制限があり、不自由に思う場合がある。 ・一般的に、自宅で療養する場合に比べ費用が高い。

- ・在宅療養に必要な医療機器は、最近は小型化され、性能も病院のものとほぼ同じです。



心臓や呼吸が止まったときに「延命治療」を望みますか?
あなたは「延命治療」を望む?望まない?

2 「延命治療」? あなたならどうする?

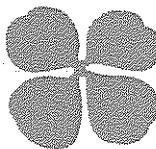
「延命治療」とは、回復の見込みがなく、死期が近づいている患者に、人工呼吸器をつけたり、鼻や腹部にチューブを通して栄養を送るなど、生命を維持する治療のことをいいます。

「延命治療」を望むかどうかはあなたの自由ですが、あなたが高齢になり認知症になったときや、事故で意識を失ったときなど、あなた自身が意思表示できない状況になったときに、家族や医師に重要な決断が迫られることがあります。

下の考え方を参考に、もしものときに家族の負担を減らすためにも、元気なときから延命治療に関心をもち、家族や医師と話し合っておきましょう。

延命治療についての考え方（例）

- ・長く生きられないとしても、自分の命を大切に思ってくれている人のために、命の続くかぎり、生き続けたいので、延命治療を希望したい。
- ・長く生きられないなら、家族などに苦労や経済的な負担をかけず、できるだけ、住みなれた家や施設で過ごしたいので、延命治療は希望しない。



もし、あなたが、「人生の最期は自宅で迎えたい」、「延命治療は必要ない」と考えているなら、家族や医師だけでなく、はなれて暮らす子どもたちや、いざというときにあなたのことを心配してくれる親しい人たちにも、あなたの意思をしっかりと伝え、話し合い、理解してもらうことが大切です。

在宅療養を始めるために、いちばん必要なこと。

それは、どのような医療を受けるか、どこでどのように暮らし、最期を迎えるかについての

あなたの【意思】と、家族や医師と【話し合い】、親しい人たちにも【理解をしてもらうこと】
です。

あなたの大切な意思を伝えましょう(リビング・ウィル)

たとえば、突然の事故で植物状態になった場合やがんの末期等、現在の医療では死が避けられない状況になったときなどに、自分はどのような医療を受けたいのか、あるいは受けたくないのかを、あらかじめ意思表示することを【リビング・ウィル(生前の意思表明)】といいます。

下表を参考に(文例の一つです)、あなたの大切な意思について、家族や医師などと時間をかけてよく話し合い、理解してもらうための、きっかけとしてみましょう。

また、あなたの思いや考えは、時間とともに変化したり、健康状態などで変わる可能性もあります。そのときには、考えが変わったことを伝え、また話し合ってみましょう。

私の意思

私が、事故や病気などのため、自分自身で自分のことを決められなくなったときに受ける治療について、以下のとおり、希望します。(いくつ選んでも結構です。)

- 一日でも長く生きられるような治療を受けたい。
- どんな治療でも、とにかく病気が治ることを目指した治療を受けたい。
- 苦痛をやわらげるための十分な処置や治療を受けたい。
- 痛みや苦しみがなく、自分らしさを保つことを優先した治療を受けたい。
- できるだけ自然なかたちで人生の最期を迎えるような必要最小限の治療を受けたい。
- その他の希望

私の病気が悪化するなど、回復の見込みがなく死期が近づいているときの「延命治療」について、以下のとおり、希望します。

- 延命治療を希望する。
- 延命治療を希望しないが、苦痛をやわらげるための最大限の処置を希望する。

私が、上記のとおり、考える理由

年 月 日

- 記入した日 _____
- 本人氏名 _____
- 話し合った人の氏名 _____
(私との関係) _____
- 医師と話し合った日 _____

やすらかなか取りのために（ご家族のかたへ）

「看取り」とは、大切な人の最期のときまで、そばにいて世話をしたり、看病することをいいます。

大切な人を、住みなれた家や施設で看取ると決心したご家族の方に、理解していただきたいことや、注意していただきたいことをまとめました。

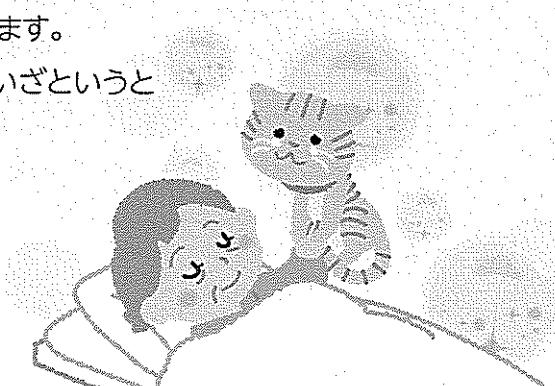
1 在宅医や訪問看護師とよく相談しましょう

- ・住みなれた家や施設で看取るためには、在宅医がいることが条件です。まず、事前に在宅医とよく相談しましょう。
- ・また、死を迎える直前になると、「眠っている時間が長くなる」、「食欲が低下する」など、これまでと違う変化が起こります。
- ・どのような変化が起こるのか、また、急変したときに誰に連絡するのか、在宅医や訪問看護師とよく相談し、あわてないように準備をしておきましょう。



2 救急車を呼ぶ意味をよく考えましょう

- ・最期まで看取る決心をしていても、家族の死を間近にすると、あわてて救急車を呼んでしまうことがあります。
- ・救急車を呼ぶことは、病院で可能な限りの「延命治療」を望むことになり、本人が望まない治療を受けることになるかもしれません。
- ・また、在宅医があらず、家などで亡くなられた後に救急車が到着した場合は、警察の検視(犯罪性があるか確認する手続き)や検案(死体の検査)を行う場合があります。
- ・大切な人が呼吸をしていないと感じたら、まずは、あわてずに在宅医や訪問看護師に連絡しましょう。在宅医と訪問看護師が訪問し、在宅医が死亡を確認したあと、死亡診断書をお渡しします。
- ・また、デイサービスなどよく利用する施設の方とも、いざというときの対応についてよく相談しておきましょう。

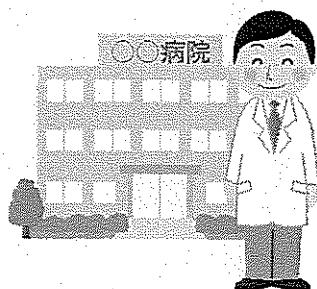


さいたく いりょう

在宅医療をはじめるとどこに相談するの?

さいたく いりょう

●在宅医療について



かかりつけ医

医療機関に通院できなくなつて、在宅医療をのぞむなら、かかりつけ医に相談してみましょう。在宅医を紹介してくれる場合もあります。

病院の相談室

病院の中に、退院後の療養や心配ごとの相談にのってくれる窓口がある場合は、ソーシャルワーカーなどが対応してくれます。

●在宅介護について



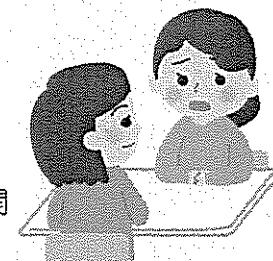
ケアマネジャー

在宅療養に必要な、医療と福祉と介護の相談にのってくれます。



地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で生活を続けられるよう、主に介護・福祉に関する相談や援助を行います。市内には25か所(以下のとおり)あります。



センター名	管轄区域	電話番号
地域包括支援センター御本丸	中央・築瀬・城東	651-4777
地域包括支援センターようなん	陽南・宮の原・西原	658-2175
地域包括支援センターきよすみ	昭和・戸祭	622-2243
地域包括支援センター今泉・陽北	今泉・錦・東	616-1780
地域包括支援センターさくら西	桜・西	610-7370
鬼怒地域包括支援センター	御幸・御幸ヶ原・平石	683-2230
地域包括支援センター清原	清原	667-8222
地域包括支援センター瑞穂野	瑞穂野	656-9677
地域包括支援センター峰・泉が丘	峰・泉が丘	613-5500
地域包括支援センター石井・陽東	石井・陽東	660-1414
よこかわ地域包括支援センター	横川	657-7234
地域包括支援センター雀宮	雀宮(東部)	655-7080
地域包括支援センター雀宮・五代若松原	雀宮(西部)・五代若松原	688-3371
緑が丘・陽光地域包括支援センター	緑が丘・陽光	684-3328
地域包括支援センター砥上	姿川(北部)・富士見・明保	647-3294
姿川南部地域包括支援センター	姿川(南部)	654-2281
くにもと地域包括支援センター	国本	666-2211
地域包括支援センター細谷・宝木	細谷・宝木	902-4170
富屋・篠井地域包括支援センター	富屋・篠井	665-7772
城山地域包括支援センター	城山	652-8124
地域包括支援センター豊郷	豊郷	616-1237
地域包括支援センターかわち	古里中学校区	673-8941
田原地域包括支援センター	田原中学校区	672-4811
地域包括支援センター奈坪	河内中学校区	671-2202
上河内地域包括支援センター	上河内	674-7222

宇都宮市在宅療養パンフレット

さち こ さい たく りょう よう

『幸子さんの在宅療養』

～最期まで自分らしく生きるってどういうこと?～



宇都宮市地域療養支援体制検討会議・看取り検討部会

【構成団体】

宇都宮市医師会、宇都宮市歯科医師会、宇都宮市薬剤師会、栃木県看護協会、栃木県病院協会、栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会、宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会、宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会、栃木県老人保健施設協会、栃木県老人福祉施設協議会、栃木県ホームヘルパー協議会、宇都宮市社会福祉協議会、栃木県訪問看護ステーション協議会、宇都宮市

主催

事務局：宇都宮市 保健福祉部 保健所総務課

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町972番地

TEL 028-626-1103 FAX 028-627-9244

発行年月 2016年10月